

大野城市マンション管理適正化推進計画

1. 大野城市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

大野城市内におけるマンションについては、令和7年時点で約7001戸、築40年以上のマンションは約464戸と推計され、10年後には約4.4倍、20年後には約9倍と、今後高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、マンション管理適正化を進めることとします。

2. マンションの管理の状況を把握するために大野城市が講ずる措置に関する事項

大野城市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（大野城市マンション管理適正化指針）に関する事項

大野城市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

なお、実態調査等を踏まえ、必要に応じ、大野城市の地域性に応じたマンション管理の基準を追加することについても検討します。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6. 計画期間

令和8年4月1日から令和18年3月末までとします。